報告1

臨時代理議決報告書

令和３年４月22日

番号	件　　名	臨時代理議決日	備　　考
1	京都府教育委員会基本規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和３年３月31日	(第15号議案)
2	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令等の一部を改正する訓令について	令和３年３月31日	(第16号議案)
3	令和３年４月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について	令和３年４月15日	(第17号議案)

臨時代理議決
令和３年３月31日

第15号議案

京都府教育委員会基本規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和３年４月22日

教育長　橋本　幸三

改正の理由

高校改革推進室及びＩＣＴ教育推進課の設置に伴う所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会基本規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年４月１日

京都府教育委員会

教育長　橋　本　　幸　三

京都府教育委員会規則第２号

京都府教育委員会基本規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

（京都府教育委員会基本規則の一部改正）

第１条　京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の15」を「第19条の17」に改める。

第19条の８の見出し中「課」を「室及び課」に改め、同条中「次の課」を「次の室及び課」に改め、同条中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号を第６号

とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）　ＩＣＴ教育推進課

第19条の8中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）　高校改革推進室

第19条の15の見出し中「各課」を「室及び各課」に改め、同条中「各課に」を「室及び各課（以下この条において「各課」という。）に」に改め、第4章第2節中同条を第19条の17とし、第19条の12から第19条の14までを2条ずつ繰り下げる。

第19条の11第1号中「学校教育法に関し、」を削り、「事務」を「事務（高校改革推進室の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第3号に次のように加える。

ケ　教育の情報化の推進に関すること。

第19条の11中第15号から第18号までを削

り、同条を第19条の12とし、同条の次に次の1条を加える。

（ＩＣＴ教育推進課の事務）

第19条の13　ＩＣＴ教育推進課においては、次の事務をつかさどる。

（1）ＩＣＴを活用した教育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

（2）情報セキュリティに関すること。

（3）府立学校における情報機器等の整備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

（4）京都府教育情報ネットワークシステム等の企画、管理及び運営に関すること。

（5）府立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動における情報機器等の活用に対し、支援すること。

（6）デジタル教科書その他のデジタルコンテンツの利活用に関すること。

第19条の10第3号に次のように加える。

コ　教育の情報化の推進に関すること。

第19条の10を第19条の11とし、第19条の9第1号中「事務（」の右に「高校改革推進室及び」を加え、同条第3号に次のように加える。

コ　教育の情報化の推進に関すること。

第19条の9中第20号及び第21号を削り、第22号を第20号とし、同条を第19条の10とし、第19条の8の次に次の1条を加える。

（高校改革推進室の事務）

第19条の9　高校改革推進室においては、次の事務をつかさどる。

（1）府立高等学校改革に関する施策の企画立案及び推進に関すること。

（2）府立高等学校改革に関する施策の実施に関し、総合調整すること。

（3）府立高等学校改革に関する施策の実

施に伴う高校教育に係る専門的事項に関し、指導と助言を与えること。

(4) 府立中学校及び高等学校の設置廃止の認可、届出の受理その他教育委員会の権限に属する事務を処理すること。

(5) 府立中学校及び府立高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

(6) 府立中学校及び高等学校の入学者選抜に関し、基準を作成し、及び指導と助言を与えること。

第21条第1項中「部長」の右に「、室に室長及び係長」を加え、同条第4項中「課」を「室又は課」に改め、同条中同項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3　室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理する。

第21条の3第1項中「課に」を「室及び課に」に改める。

第21条の6第1項、第21条の7第1項及

び第21条の8第1項中「課及び」を「室及び課並びに」に改める。

（京都府情報公開条例施行規則の一部改正）

第2条　京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中「課　長」を「課（室）長」に改める。

附　則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第１号）新旧対照表

現　行	改正案	備　考
目次 第１章～第３章　（略） 第４章　事務局 第１節　（略） 第２節　本庁（第19条―第19条の15） 第３節～第４節　（略） 第５章　（以下略）	目次 第１章～第３章　（略） 第４章　事務局 第１節　（略） 第２節　本庁（第19条―第19条の17） 第３節～第４節　（略） 第５章　（以下略）	条ズレに伴う改正
（指導部の課　　） 第19条の８　指導部に次の課　　を置く。 （追加） (1) 学校教育課 (2) 特別支援教育課 (3) 高校教育課 （追加） (4) 保健体育課 (5) 社会教育課 (6) 文化財保護課	（指導部の室及び課） 第19条の８　指導部に次の室及び課を置く。 (1) 高校改革推進室 (2) 学校教育課 (3) 特別支援教育課 (4) 高校教育課 (5) ＩＣＴ教育推進課 (6) 保健体育課 (7) 社会教育課 (8) 文化財保護課	室及び課の設置に伴う改正
（追加）	（高校改革推進室の事務） 第19条の９　高校改革推進室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 府立高等学校改革に関する施策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 府立高等学校改革に関する施策の実施に関し、総合調整すること。 (3) 府立高等学校改革に関する施策の実施に伴う高校教育に係る専門的事項に関し、指導と助言を与えること。 (4) 府立中学校及び高等学校の設置廃止の認可、届出の受理その他教育委員会の権限に属する事務を処理すること。 (5) 府立中学校及び府立高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。 (6) 府立中学校及び高等学校の入学者選抜に関し、基準を作成	室の設置に伴い規定

	し、及び指導と助言を与えること。	
(学校教育課の事務) 第19条の9　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 学校教育法に関し、学校(高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。以下この条において同じ。)の設置廃止の認可、届出の受理その他教育委員会の権限に属する事務(　　高校教育課の所掌に属するものを除く。)を処理すること。 (2)　(略) (3) 学校における教育に関し、次に掲げる事務(保健体育課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。 ア～ケ　(略) (追加) (4)～(19)　(略) (20) 情報教育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 (21) 教育の情報化の推進に関すること。 (22) 部内室及び他課の主管に属しないこと。	(学校教育課の事務) 第19条の10　学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 学校教育法に関し、学校(高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校を除く。以下この条において同じ。)の設置廃止の認可、届出の受理その他教育委員会の権限に属する事務(高校改革推進室及び高校教育課の所掌に属するものを除く。)を処理すること。 (2)　(略) (3) 学校における教育に関し、次に掲げる事務(保健体育課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。 ア～ケ　(略) コ　教育の情報化の推進に関すること。 (4)～(19)　(略) (削る) (削る) (20) 部内室及び他課の主管に属しないこと。	事務移管に伴う改正 「～を除く。」の規定はより広範囲な事務の方に規定する。 教育の指導面からの情報化を明記（特支・高教も同じ）
(特別支援教育課の事務) 第19条の10　特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(2)　(略) (3) 学校(府立中学校、高等学校、専修学校及び各種学校を除く。以下この条において同じ。)における教育に関し、次に掲げる事務(他課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。 ア～ケ　(略) (追加) (4)～(14)　(略)	(特別支援教育課の事務) 第19条の11　特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(2)　(略) (3) 学校(府立中学校、高等学校、専修学校及び各種学校を除く。以下この条において同じ。)における教育に関し、次に掲げる事務(他課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。 ア～ケ　(略) コ　教育の情報化の推進に関すること。 (4)～(14)　(略)	条ズレ 学教と同じ
(高校教育課の事務) 第19条の11　高校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 学校教育法に関し、府立中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置廃止の認可、届出の受理その他教育委員会の権限に属する事務　　を処理すること。 (2)　(略) (3) 府立中学校及び高等学校における教育に関し、次に掲げる事	(高校教育課の事務) 第19条の12　高校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)　　府立中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置廃止の認可、届出の受理その他教育委員会の権限に属する事務(高校改革推進室の所掌に属するものを除く。)を処理すること。 (2) (略) (3) 府立中学校及び高等学校における教育に関し、次に掲げる事	事務移管に伴う改正 「～を除く。」の規定はより広範囲な事務の方に規定する。

務(保健体育課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。 ア～ク　(略) (追加) (4)～(14)　(略) (15) 府立高等学校改革に関する施策を企画し、及び推進すること。 (16) 府立高等学校改革に関する施策の実施に伴う高校教育に係る専門的事項に関し、指導と助言を与えること。 (17) 府立中学校及び府立高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。 (18) 府立中学校及び高等学校の入学者選抜に関し、基準を作成し、及び指導と助言を与えること。	務(保健体育課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。 ア～ク　(略) ケ　教育の情報化の推進に関すること。 (4)～(14)　(略) (削る) (削る) (削る) (削る)	学教と同じ
(追加)	(ＩＣＴ教育推進課の事務) 第19条の13　ＩＣＴ教育推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1)ＩＣＴを活用した教育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 情報セキュリティに関すること。 (3) 府立学校における情報機器等の整備（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (4) 京都府教育情報ネットワークシステム等の企画、管理及び運営に関すること。 (5) 府立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動における情報機器等の活用に対し、支援すること。 (6) デジタル教科書その他のデジタルコンテンツの利活用に関すること。	課の設置に伴い規定
(保健体育課の事務) 第19条の12　保健体育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(15)　(略)	(保健体育課の事務) 第19条の14　保健体育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(15)　(略)	条ズレ
(社会教育課の事務) 第19条の13　社会教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(26)　(略)	(社会教育課の事務) 第19条の15　社会教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(26)　(略)	条ズレ

（文化財保護課の事務） 第19条の14　文化財保護課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7)　（略）	（文化財保護課の事務） 第19条の16　文化財保護課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7)　（略）	条ズレ
（各課　　共通の事務） 第19条の15　各課に おいては、第19条の３から第19条の７まで及び第19条の９から前条までに定めるもののほか、それぞれ次の事務をつかさどる。 (1) 各課の所掌事務に関し、市町村教育委員会、市町村長その他の市町村の機関に対し、専門的及び技術的な指導及び援助を与えること。 (2) 各課の所掌事務に関し、関係団体に対し、連絡し、及び必要な指導と助言を与えること。 (3) 各課の所掌事務に関し、審議会等の附属機関に対し、事務的及び技術的な援助を与えること。 (4) 各課の所掌事務に関し、予算見積書案を準備し、及び配当予算を執行すること。 (5) 特別の定めがある場合を除くほか、条例案、規則案、訓令案等を作成すること。 (6) 各課の所掌事務に関し、必要な資料を収集し、整理し、及びその結果を利用に供すること。 (7) 各課の所掌事務に係る公益法人の監督並びに公益信託の引受け及び監督に関すること。	（室及び各課共通の事務） 第19条の17　室及び各課（以下この条において「各課」という。） においては、第19条の３から第19条の７まで及び第19条の９から前条までに定めるもののほか、それぞれ次の事務をつかさどる。 (1) 各課の所掌事務に関し、市町村教育委員会、市町村長その他の市町村の機関に対し、専門的及び技術的な指導及び援助を与えること。 (2) 各課の所掌事務に関し、関係団体に対し、連絡し、及び必要な指導と助言を与えること。 (3) 各課の所掌事務に関し、審議会等の附属機関に対し、事務的及び技術的な援助を与えること。 (4) 各課の所掌事務に関し、予算見積書案を準備し、及び配当予算を執行すること。 (5) 特別の定めがある場合を除くほか、条例案、規則案、訓令案等を作成すること。 (6) 各課の所掌事務に関し、必要な資料を収集し、整理し、及びその結果を利用に供すること。 (7) 各課の所掌事務に係る公益法人の監督並びに公益信託の引受け及び監督に関すること。	室設置に伴う改正
（本庁の職） 第21条　本庁の部に部長　　、課に課長及び係長を置く。 ２　部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、部内の職員を指揮監督する。 （追加） ３　課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。 ４　係長は、上司の命を受けて課　　の特定の事務を総括整理する。	（本庁の職） 第21条　本庁の部に部長、室に室長及び係長、課に課長及び係長を置く。 ２　部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、部内の職員を指揮監督する。 ３　室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理する。 ４　課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。 ５　係長は、上司の命を受けて室又は課の特定の事務を総括整理する。	室の設置に伴う改正
第21条の３　本庁の課に　　参事、主幹、専門幹、総括人事主事、課長補佐、人事主事、文化財専門技術員、主査、副主査及び主任を置くことがある。	第21条の３　本庁の室及び課に参事、主幹、専門幹、総括人事主事、課長補佐、人事主事、文化財専門技術員、主査、副主査及び主任を置くことがある。	室設置に伴う改正

2～9　（略） （指導主事及び社会教育主事） 第21条の6　本庁の必要と認める課及び　　教育局に指導主事又は社会教育主事を置く。 2　（略） （首席総括指導主事、総括指導主事及び総括社会教育主事） 第21条の7　本庁の課及び　　教育局に首席総括指導主事、総括指導主事又は総括社会教育主事を置くことがある。 2～4　（略） （主事及び技師） 第21条の8　本庁の課及び　　教育局に主事又は技師を置く。 2　主事は、上司の命を受けて事務を処理する。 3　技師は、上司の命を受けて技術を処理する	2～9　（略） （指導主事及び社会教育主事） 第21条の6　本庁の必要と認める室及び課並びに教育局に指導主事又は社会教育主事を置く。 2　（略） （首席総括指導主事、総括指導主事及び総括社会教育主事） 第21条の7　本庁の室及び課並びに教育局に首席総括指導主事、総括指導主事又は総括社会教育主事を置くことがある。 2～4　（略） （主事及び技師） 第21条の8　本庁の室及び課並びに教育局に主事又は技師を置く。 2　主事は、上司の命を受けて事務を処理する。 3　技師は、上司の命を受けて技術を処理する	室設置に伴う改正 室設置に伴う改正 室設置に伴う改正

○京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府教育委員会規則第３号）新旧対照表

現　行	改正案	備　考
第10号様式（第６条関係） 公文書の公開に関する意見照会書 番　　号 年　月　日 様 課　　長　　印 （地方機関等の長）	第10号様式（第６条関係） 公文書の公開に関する意見照会書 番　　号 年　月　日 様 課　（室）　長　　印 （地方機関等の長）	室設置に伴う改正

臨時代理議決
令和３年３月31日

第16号議案

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令等の一部を改正する訓令について

京都府教育委員会基本規則第17条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和３年４月22日

教育長　橋本　幸三

改正の理由

高校改革推進室及びＩＣＴ教育推進課の設置に伴う所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会訓令第１号

教育長
本庁
地方機関
教育機関

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年４月１日

京都府教育委員会
教育長　橋本　幸三

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令等の一部を改正する訓令

（教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部改正）

第１条　教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（昭和39年京都府教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３項第１号中「部長」の右に「、高校改革推進室長」を加える。

（京都府情報公開条例の規定に基づく公文書の公開等の決定等に関する専決規程及び京都府個人情報保護条例に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程の一部改正）

第２条　次に掲げる訓令の規定中「課長」を「高校改革推進室長及び課長」に改める。

（１）京都府情報公開条例の規定に基づく公文書の公開等の決定等に関する専決規程（昭和６３年京都府教育委員会訓令第３号）第１条

（２）京都府個人情報保護条例に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程（平成８年京都府教育委員会訓令第１号）第１条

（教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令）

第３条　教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令（平成20年京都府教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「課長」を「課長（高校改革推進室長を含む。以下同じ。）」に改める。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（昭和39年京都府教育委員会訓令第１号）

現　行	改正案	備　考
3　次に掲げる者を除く、本庁、教育局、総合教育センター、図書館及び郷土資料館の職員の任免を行うこと。 (1) 本庁の教育次長、教育監、学校危機管理監、部長、理事、課長及び参事 (2) 教育局の局長及び局次長 (3) 総合教育センターの所長、次長及び北部研修所長 (4) 図書館の館長、副館長及び部長 (5) 郷土資料館長	3　次に掲げる者を除く、本庁、教育局、総合教育センター、図書館及び郷土資料館の職員の任免を行うこと。 (1) 本庁の教育次長、教育監、学校危機管理監、部長、高校改革推進室長、理事、課長及び参事 (2) 教育局の局長及び局次長 (3) 総合教育センターの所長、次長及び北部研修所長 (4) 図書館の館長、副館長及び部長 (5) 郷土資料館長	高校改革推進室長の設置に伴う改正

京都府情報公開条例の規定に基づく公文書の公開等の決定等に関する専決規程（昭和63年京都府教育委員会訓令第３号）

現　行	改正案	備　考
第１条　京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第１号。以下「条例」という。）の規定に基づく公文書の公開等の決定に関する事務は、本庁にあつては課長、地方機関及び教育機関にあつてはその長が専決するものとする。	第１条　京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第１号。以下「条例」という。）の規定に基づく公文書の公開等の決定に関する事務は、本庁にあつては高校改革推進室長及び課長、地方機関及び教育機関にあつてはその長が専決するものとする。	高校改革推進室長の設置に伴う改正

京都府個人情報保護条例に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程（平成８年京都府教育委員会訓令第１号）

現　行	改正案	備　考
第１条　京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号。以下「条例」という。）に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理に関する事務は、本庁にあつては課長、地方機関及び教育機関にあつてはその長が専決するものとする。	第１条　京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号。以下「条例」という。）に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理に関する事務は、本庁にあつては高校改革推進室長及び課長、地方機関及び教育機関にあつてはその長が専決するものとする。	高校改革推進室長の設置に伴う改正

教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令（平成20年京都府教育委員会訓令第２号）

現　行	改正案	備　考
(趣旨) 第１条　この訓令は、教育委員会の権限に属する事務のうち、管理部長及び本庁の課長、地方機関(京都府教育委員会基本規則(昭和24年京都府教育委員会規則第１号)第20条に定めるものをいう。)、京都府総合教育センター、京都府立図書館及び京都府立郷土資料館(以下「地方機関等」という。)の長並びに府立学校長に専決させる事項を定めるものとする。	(趣旨) 第１条　この訓令は、教育委員会の権限に属する事務のうち、管理部長及び本庁の課長（高校改革推進室長を含む。以下同じ。）、地方機関(京都府教育委員会基本規則(昭和24年京都府教育委員会規則第１号)第20条に定めるものをいう。)、京都府総合教育センター、京都府立図書館及び京都府立郷土資料館(以下「地方機関等」という。)の長並びに府立学校長に専決させる事項を定めるものとする。	高校改革推進室長の設置に伴う改正
(課長共通専決事務) 第３条　地公法第22条の２第１項の規定により採用される職員(以下「会計年度任用職員」という。)の採用及びその任期の更新に係る事務は、課長が専決するものとする。	(課長共通専決事務) 第３条　地公法第22条の２第１項の規定により採用される職員(以下「会計年度任用職員」という。)の採用及びその任期の更新に係る事務は、課長が専決するものとする。	「課長」に室長を含むため改正不要

臨時代理議決

令和３年４月15日

第17号議案

令和３年４月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和３年４月22日

教育長　橋本　幸三

別　紙

令和３年４月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和３年４月14日付け３財第50号で意見を求められました令和３年４月府議会臨時会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

１　令和２年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件
　異議ありません。

17－2

令和3年
4月

京都府議会臨時会議案

令和３年
４　月

京都府議会臨時会議案目次

第１号議案　令和３年度京都府一般会計補正予算（第３号）……1

第２号議案　損害賠償請求事件に係る訴えの提起の件……3

第３号議案　令和２年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件……5

第４号議案　令和３年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件……9

第５号議案　京都府府税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件……11

17－3

第３号議案

令和2年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

令和２年度府債の最終的な発行見通しを得たことに伴い、令和２年度京都府一般会計予算を補正する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、令和３年３月31日別記のとおり令和２年度京都府一般会計補正予算（第14号）を専決処分したので、同条第３項の規定により承認を求める。

令和３年４月１６日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

別記

令和2年度京都府一般会計補正予算（第14号）

令和２年度京都府の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算のうち、「第１表歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分ごとの金額を補正する。

（府債の補正）

第２条　府債の変更は、「第２表府債補正」による。

17-4

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		38,977,000 千円	△22,596 千円	38,954,404 千円
	1 特別法人事業譲与税	37,171,000	△21,021	37,149,979
	2 地方揮発油譲与税	1,483,000	△3,006	1,479,994
	3 石油ガス譲与税	53,000	1,587	54,587
	4 自動車重量譲与税	164,000	879	164,879
	5 地方道路譲与税	1,000	△999	1
	6 森林環境譲与税	105,000	△36	104,964
5 地方交付税		168,041,000	384,053	168,425,053
	1 地方交付税	168,041,000	384,053	168,425,053
6 交通安全対策特別交付金		348,000	37,543	385,543
	1 交通安全対策特別交付金	348,000	37,543	385,543
15 府債		139,812,000	△399,000	139,413,000
	1 府債	139,812,000	△399,000	139,413,000
歳入合計		1,274,918,041	0	1,274,918,041

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		174,751,771 千円	0 千円	174,751,771 千円
	1 教育総務費	14,139,869	0	14,139,869
歳出合計		1,274,918,041	0	1,274,918,041

第2表　府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%		千円		%	
退職手当債	3,000,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	2,601,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
計	139,812,000				139,413,000			

17－6